

移転価格及び関税評価に関わる最新動向

貴社が関連者から中国に商品を輸入する場合、輸入申告価格をサポートする資料の提出を中国税関より近いうちに要求されるか、若しくは既に要求されたことがあるかもしれません。輸入価格が独立企業原則に則っているかという「取引環境¹テスト」の説明に、移転価格同時文書(以下、「同時文書」)を用いることができるか否かについて、中国税関の価格評価に関わる規定に最近新たな進展が見られました(税関総署第211号令及び第213号令)。また、世界税関機構²(以下、「WCO」)及び経済協力開発機構(以下、「OECD」)もグローバルレベルにてその議題につき検討を重ねました。中国においては最近現れたばかりの議題ですが、中国政府の関連機関は同時文書の内容を企業の輸入申告価格のサポートに用いることができるか否かについて評価し始めました。

企業は中国税関の要求に備えた事前準備が必要です。対応にあたっては、提供した情報(例えば、同時文書)のうち、企業自身の立場を守ることができるかものと、逆に、価格についての疑念を持たれ、税関による追徴税額或いは罰金につながる可能性があるものを理解しておく必要があります。ここ数ヶ月の間、このようなリスクは増していると言えます。

中国の輸入税(関税、輸入増徴税、輸入消費税、ダンピング防止税など)は主に取引価格をベースにして徴収される税金であるため、輸入品の関税課税価格が直接に中国税関の税収に影響を与えます。中国税関は、納税者が関連企業の間での輸入申告価格を低下させることで輸入税を減少させることを懸念しており、輸入申告価格の合理性とコンプライアンスを輸入企業に説明・証明させる権利を有しています。それでは、輸入価格の合理性はどのように説明すればよいのでしょうか。

近頃、「企業所得税のために準備された同時文書を中国税関に提供して、輸入価格の合理性を説明することができるか」という問題が話題になりました。WCOは評註23.1の中で、「輸入企業が提出した同時文書はよい情報源となる」と言ったものの、「世界貿易機関の価格評価法とOECD移転価格ガイドラインの算定方法には、本質的な差別があり、同時文書は取引環境に無関係、もしくは取引環境を検証できないかもしれない」とも指摘しています。それでは、中国税関に同時文書提出を求められた場合、企業はどのように対応すればよいのでしょうか。

¹ 税関の価格評価に関する概念で、関連関係が取引価格に影響を及ぼしておらず、且つ当該取引価格が「独立企業原則」に則っていることを証明するサポートとなります。

² WCO注釈23.1移転価格研究の使用に関する条項12(a)「取引環境」の審査をご参考ください。

まず指摘すべきことは、同時文書は国家税務総局「特別納税調整実施弁法(試行)」(以下、「2号通達」)に基づき、独立企業原則に従って準備したものです。ただし、同じ同時文書に対し、中国税関が審査するときには異なる法規が採用されます。例えば、中国税関は新関税評価法規(即ち第211号令及び第213号令)のような異なる法規により輸入価格を審査します。移転価格と関税評価の基本的な法規は異なることから、それぞれの行政管理機構が1つの同時文書に対して異なる解釈をします。WCO注釈23.1の結論では、同時文書が「取引環境の合理性の説明根拠になれるか否かについて、一概に論じるべきではない」とし、また「よい情報源となる」とも言及しています。そのため、企業は、輸入価格の合理性をサポートする目的で、中国税関へ同時文書を提供する場合には、慎重な態度で臨むべきです。

移転価格の独立企業原則と関税評価原則には様々な本質的な差別があります。ここでは、キーポイントの比較を以下に挙げます。

中国税関が同時文書に開示されたデータ・情報を以って、直接に関税価格評価の問題結論を導こうとすることは、企業にとってリスクとなります。もし輸入企業が移転価格と関税評価の適用原則の差別を熟知していなければ、税関が下した結論に困惑してしまうでしょう。移転価格分析は、直接に関税評価の基準に基づいて実施されることはなく、関税評価の法規基準に完全に合致するものではありません。

移転価格分析に関して中国税関から質問を受ける際には、輸入企業に以下四つの対応をお勧めします。

1. 関税価格評価の視点からも既存の同時文書をレビューし、関税評価のリスクの有無を確認する。
2. 関税関連専門用語の使い方を研究、関税価格評価の視点から単独商品の実際輸入価格の計算方法を説明・サポートする
3. 追加的に比較対象企業をスクリーニング、若しくは同時文書の初期分析を見直し、関税価格評価の法規要求に近づける。
4. 関税の観点からも、事前に関連資料を準備する。会社背景、取引プロセス、輸入価格設定方針及びその他関税価格評価に関する事項など。当該資料は、中国関税価格評価の質問を受けた際に、直接に用いることもできる。

要点	移転価格	関税評価
一般原則	多くの場合、企業全体のレベルにて、一年間若しくはその他期間を基礎に所得配分を分析します ³ 。	中国税関は、貨物又はサービスごとの取引のレベルで、詳細な価格情報を収集し、輸入申告価格を分析します。
着目する点	輸入価格が高い場合、中国国内の利益が侵食されます。	輸入価格が低い場合、輸入税収が減少します。
位置付け	移転価格の視点から、機能、リスク、資産の分担状況の分析を通し、企業をリスク限定、全機能企業などに分類します。当該分析及び位置付けは、比較対象企業とベンチマークとなる利益水準を確定する際の前提となります。	関税価格評価は、原則、企業に対して左記のような位置づけを行いません。ただし、輸入価格及び合理的な利益水準を評価する際には、これらの要素は重要であることには変わりはありません。
比較対象企業	類似の機能、リスクと資産を有する会社のセットを選定します。比較対象となる企業の行う関連者間取引の結果もベンチマークとなる利益水準に影響を及ぼす可能性があるため、スクリーニングにおいて、重大な関連者間取引のある企業を除外します。	比較可能分析では、重大な関連者間取引のある企業を除外する必要がありません。
	状況によっては、比較対象企業に中国以外の企業が含まれることもあります。	中国税関の関税価格評価においては、中国以外の企業は考慮に入れません。
利益水準指標	同時資料においては、多くの場合、中国子会社の営業利益の水準が重視され、粗利益の水準を重視した分析は少ないです。	財務諸表のうち、粗利益率が輸入価格と最も緊密に関係があるため、税関に重視されます。営業利益の水準を用いたのでは、取引レベルでの商品の輸入価格を分析することは相当難しいです。

³ 同時文書によっては、取引ごとに、商品、サービス等の価格を分析しているものの、現状の多くの同時文書は企業全体の利益水準の分析に注目しています。

まとめ

税関当局には、これまで、移転価格分析を関税評価の根拠に用いて成功した実例があり、このような事案は増加していく傾向があります。このような状況に関心を寄せ、積極的に関連するリスクに対応されることをお勧めします。もし中国税関に同時文書の提供を要求されたら、関連する知識と経験のある内部リソースもしくは外部のコンサルタントのサポートを受け、移転価格及び関税評価の双方の観点から問題に対応されることをお勧めします。税関に同時文書を提出すれば、税関の輸入価格に関するすべての質疑にそのまま対応できるということではありません。これまで、EY中国は移転価格と関税評価の専門家が協調することにより成功した実例が数多くあります。貴社の必要に応じて、ぜひ経験と知識を共有致します。

EY中国間接税事務連絡先

Robert. Smith, 亞太
+8621 2228 2328
Robert.smith@cn.ey.com

唐兵, 上海
+8621 2228 2294
Bryan.tang@cn.ey.com

梁因樂, 北京
+86 10 5815 3808
Kenneth.leung@cn.ey.com

田舒, 北京
+86 10 5815 2159
Shu.tian@cn.ey.com

林超蘇, 深圳
+86 755 2238 5780
Michael-CS.Lin@cn.ey.com

Scott Fife, 香港
+852 2849 9577
Scott.fife@hk.ey.com

EY中国移転価格事務連絡先

蘇学敏, 北京
+86 10 5815 3380
joanne.su@cn.ey.com

韓恒, 北京
+86 10 5815 3000
henrik.hansen@cn.ey.com

高浜学, 北京
+86 10 5815 2834
takahama.manabu@cn.ey.com

邱輝, 上海
+86 21 2228 2941
travis.qiu@cn.ey.com

洪吉豊, 上海
+86 512 6763 3269
julian.hong@cn.ey.com

坂出加奈, 上海
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com

馬韜, 上海
+86 21 2228 4763
mark.ma@cn.ey.com

許訊恺, 深圳
+86 755 2502 8287
enoch.hsu@cn.ey.com

張凡, 深圳
+86 755 2502 8383
Lawrence-f.cheung@cn.ey.com

李偉達, 香港
+852 2629 3938
martin.richter@cn.ey.com

周劬培, 台北
+886 2 2720 4000 Ext. 2735
george.chou@cn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動から信頼を得ています。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応える人材を育成することと、従業員、クライアント、そして地域社会のため、より良い世界の構築に貢献することを目指しています。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

EYの移転価格サービスについて

EYの人員は、長期にわたる実務経験を備えており、移転価格に関するグローバルな業務経験及びグローバルの視点からの見解を企業と共有します。貴社が効率的に持続可能な移転価格ポリシーを構築し、実行しようとする際にも、サポートが可能です。様々なバックグラウンドを持つ専門家チームにより、貴社と共に、積極性と実務性を兼ね備えた戦略を効率的に実行して税務リスクに対応し、貴社のポテンシャルを引き出すことができます。この面においては、業界でも特出しています。

© 2014 Ernst & Young (China) Advisory Limited.
版權所有

APAC No. 03000940

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたらご連絡ください。

ey.com/china